

東久留米市DX推進方針

令和4年8月策定

令和5年8月改訂

東久留米市

はじめに

本市では、社会的背景や国の動向を踏まえ、持続的かつ安定的な行政経営を行っていくため、令和4年8月に東久留米市DX推進方針を策定し、自治体DXを推進しています。

東久留米市DX推進方針を策定後、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画等の改定や、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、令和5年8月に東久留米市DX推進方針を改訂するものです。

目次

1章 東久留米市DX推進方針の策定にあたって	
1. 策定の背景（社会環境の変化）	1
2. 策定の背景（国の動向）	3
3. 策定の目的	4
4. 改訂の背景	5
5. 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは	6
2章 基本的事項	
1. 方針の位置づけ（国・都の計画との関係）	7
2. 方針の位置づけ（市の計画との関係）	8
3. 計画期間	10
4. 目指す姿と基本的な考え方	11
5. 取り組む際に必要な視点	13
3章 DX推進に向けた取組み	
1. 地方自治体に取り組むべき事項	14
2. 実施スケジュール	16
4章 推進の体制	
1. 推進体制	17
2. 推進の流れ	18
(用語集)	19

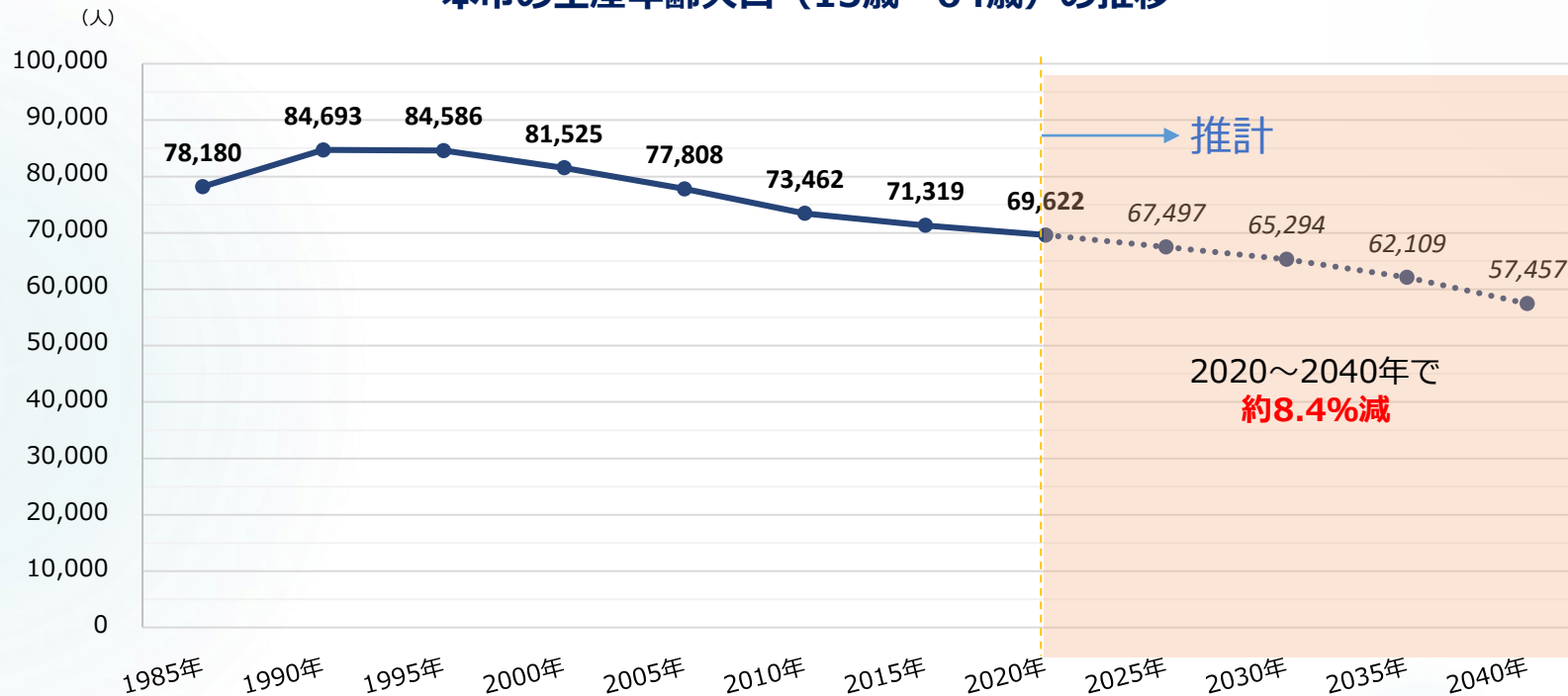
1章 東久留米市DX推進方針の策定にあたって

1. 策定の背景（社会環境の変化）

①労働力の絶対量の不足

全国的に少子高齢化が進展する中、労働力の絶対量が不足することが懸念されています。本市においても、労働力不足を背景として、職員確保が困難となることが想定されることから、多様化する行政ニーズに対応し、市民サービスの維持向上を図るためには、デジタル技術を活用し、より一層、労働生産性を向上させる必要があります。

本市の生産年齢人口（15歳～64歳）の推移



1章 東久留米市DX推進方針の策定にあたって

1. 策定の背景（社会環境の変化）

②新型コロナウイルス感染症

人の移動や対面が大きく制限されるなど、日常生活に感染症対策を取り入れた「新しい生活様式」への移行が求められ、生活や働き方に大きな変革がもたらされています。

③情報通信技術の急速な発展

昨今、ICTの進展がすさまじいスピードで進んでいます。スマートフォンやタブレット端末等の機器の普及に伴い、TwitterやFacebook、Instagram等のSNSの利用機会が拡大し、誰もが簡単に情報を収集・発信できるようになりました。また、IoT（モノのインターネット化）やAI・RPAの導入、ビッグデータの活用が広がるなど、ICTの進展が民間事業者等の活動にも大きな影響を与えています。さらに、5G（第5世代移動通信システム）が日本でも商用化されたことで、今後は高速かつ大容量の通信を瞬時に行えるようになるため、ICTの活用の幅がますます広がっていくものと見込まれます。

1章 東久留米市DX推進方針の策定にあたって

2. 策定の背景（国の動向）

① 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、AI等デジタル技術の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。2018年1月に初版が策定された「**デジタル・ガバメント実行計画**」では、自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が具体化されました。2020年12月25日、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「**自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画**」が策定され、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくことも示されました。その後、2021年7月に「自治体DX全体手順書」も示されています。

② デジタル社会の実現に向けた重点計画

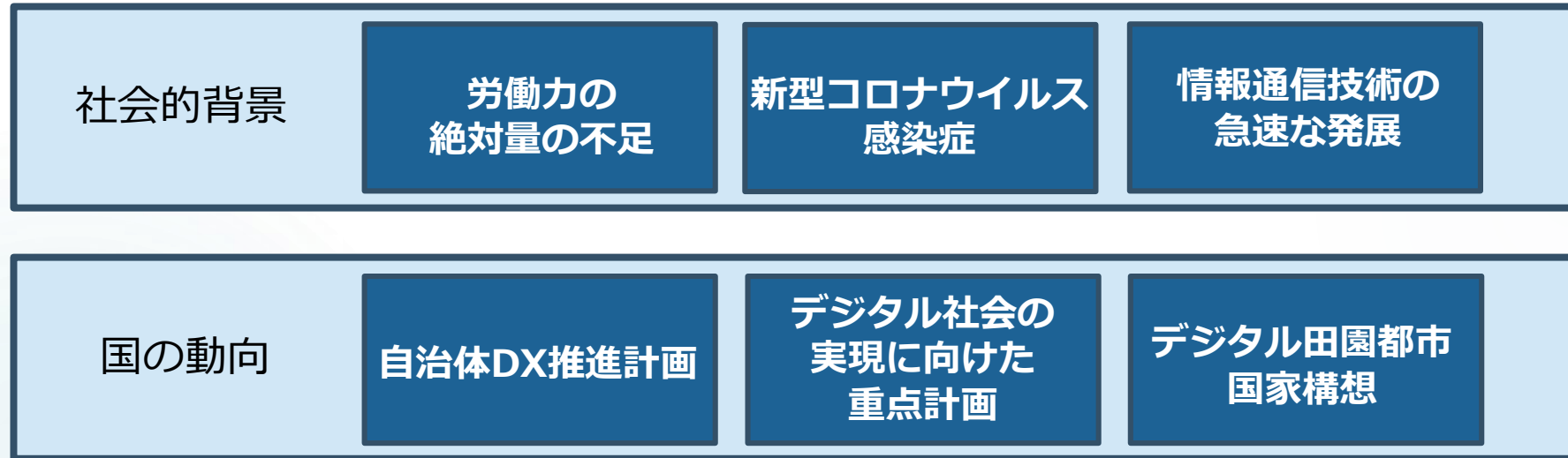
デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指して、2021年9月1日にデジタル庁が発足しました。目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤として、2021年12月24日に「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」が策定され、2022年6月に改定版が示されています。

③ デジタル田園都市国家構想

「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」ことを掲げ、2021年に発表された構想です。デジタルの力を全面的に活用し「地域の個性と豊かさ」を生かしつつ、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備え、「心豊かな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)の実現を目指しています。2022年6月7日には「**デジタル田園都市国家構想基本方針**」が閣議決定されています。

1章 東久留米市DX推進方針の策定にあたって

3. 策定の目的



こうした背景を踏まえ、持続的かつ安定的な行政経営を行っていくため、令和4年8月に東久留米市DX推進方針を策定し、自治体DXを推進しています。

1章 東久留米市DX推進方針の策定にあたって

4. 改訂の背景

【令和5年8月改訂版】

① 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画等の改定

東久留米市DX推進方針策定後の政府における自治体DXに関連する最新の動きとして、2022年9月2日に「**自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】**」及び「**自治体DX全体手順書【第2.0版】**」が示され、さらにその後、自治体DX全体手順書については2023年1月20日に【第2.1版】が示されました。

自治体DX推進計画の第2.0版においては、自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組として、「**デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進**」や「**デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し**」などが追記されました。

② デジタル手続法に基づく条例の一部改正

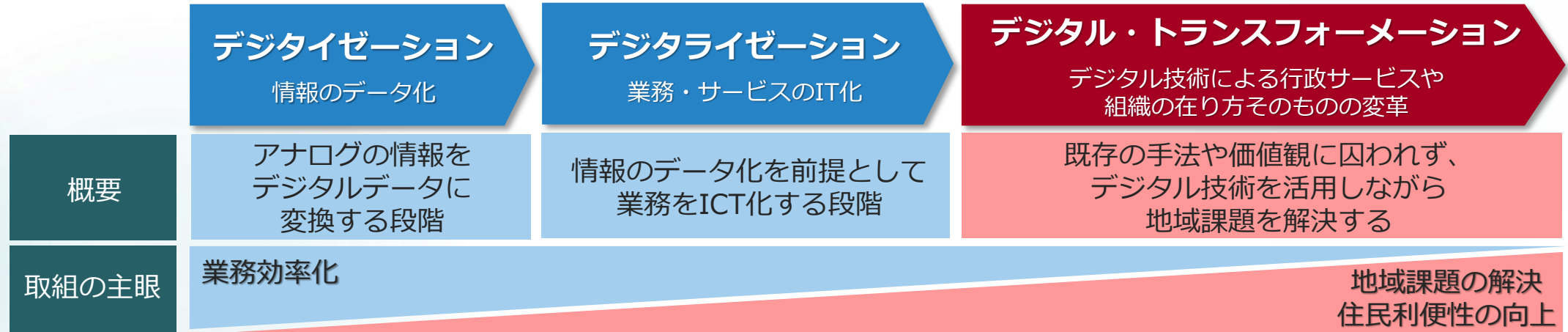
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年12月13日法律第151号）が2019年5月に一部改正され、法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル手続法）へと改正するとともに、**行政手続のオンライン化実施を原則**とするほか、**手数料納付のオンライン化や添付書類等の省略等が新たに規定**されました。こうした状況を踏まえ本市においては、2023年6月に、市民の利便性向上のため同法の趣旨に基づき現行の「**行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例**」を一部改正しました。

こうした背景を踏まえ、東久留米市DX推進方針を令和5年8月に改訂しました。

1章 東久留米市DX推進方針の策定にあたって

5. 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

- ▶ 「紙中心のアナログからデジタルへの変換」や「ICT化を進めることによる業務の効率化」を通じて、**住民の生活利便性向上や自治体職員が効率的・意欲的に働けるようにすること**を一要素としつつ、更に、**デジタル技術の活用により行政サービスのあり方を変革**させること。

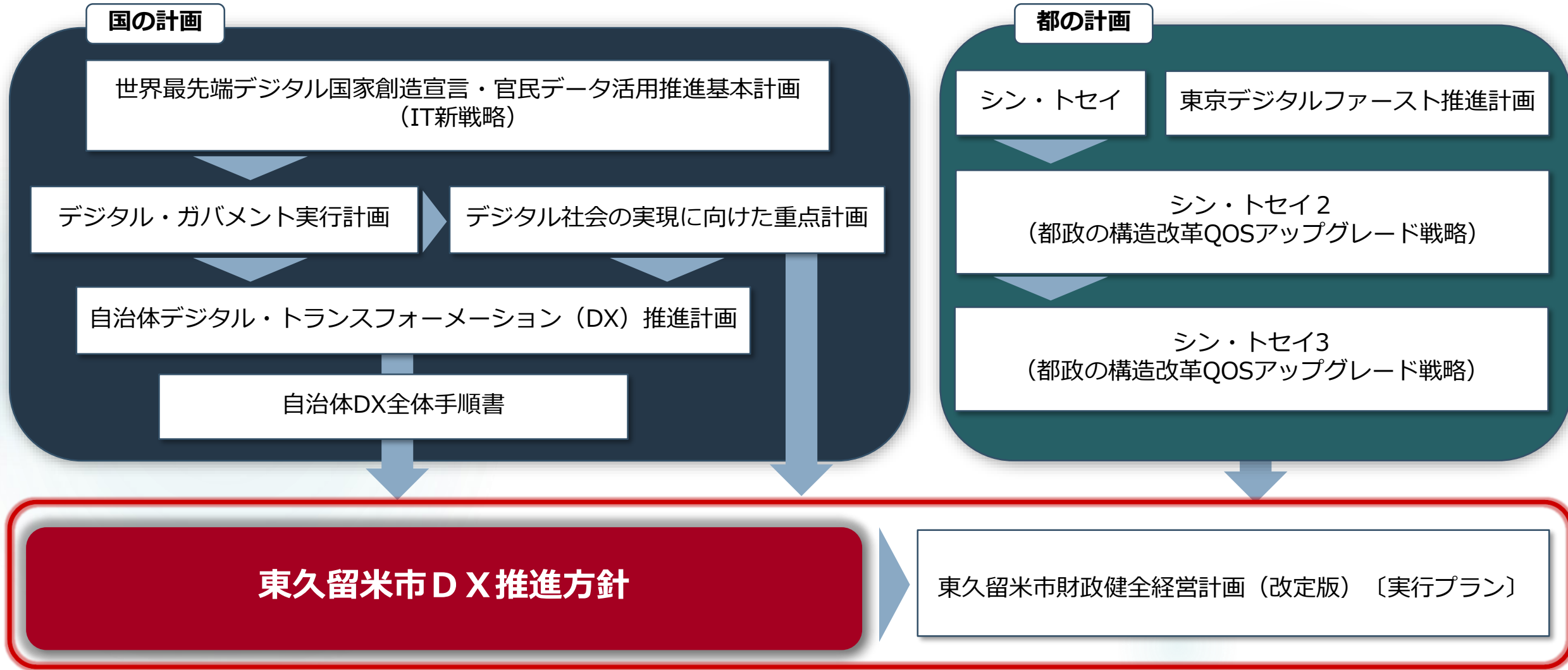


自治体DXの推進は、デジタル田園都市国家構想の目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の達成に寄与するものと考えます。



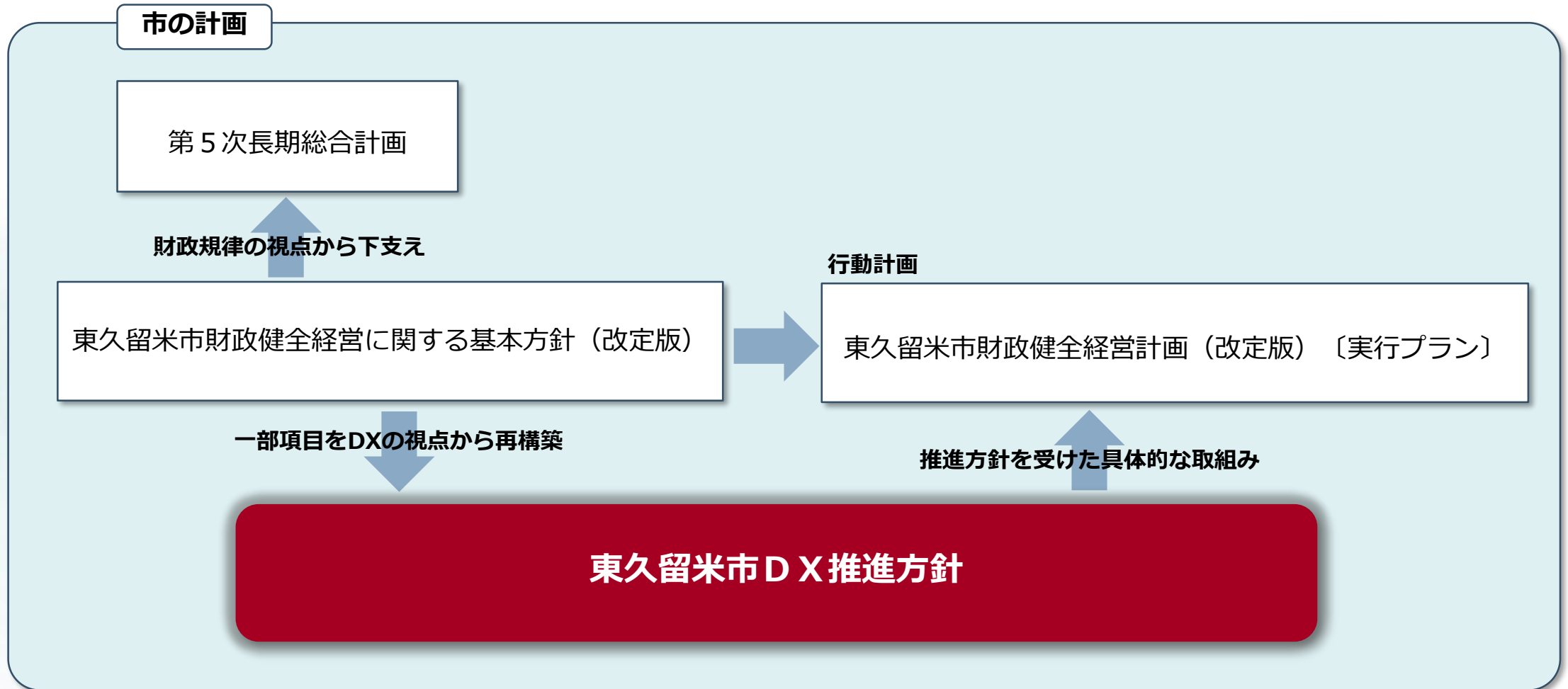
2章 基本的事項

1. 方針の位置づけ（国・都の計画との関係）



2章 基本的事項

2. 方針の位置づけ（市の計画との関係①）



2. 方針の位置づけ（市の計画との関係②）

財政健全経営に関する基本方針（改定版）の各項目のうち、網掛けの項目については、DX推進方針により再構築することとします。

東久留米市財政健全経営に関する基本方針（改定版）

市政運営の方向性

- (1) 将来に向けた業務執行体制等の確立
 - ア 行政評価の有効的な活用
 - イ 業務の効率化、標準化及びDXの推進

- (2) 人材の育成と職場環境の向上
 - ア 人材の育成
 - イ 人事評価制度の活用
 - ウ ワークライフバランスの推進
 - エ 給与の適正化
 - オ 定員管理の適正化

- (3) 歳入の確保
 - ア 市税等の確保
 - イ 受益者負担の適正化
 - ウ その他自主財源の創出

- (4) 歳出の効率性・有効性の向上
 - ア 行政需要の把握と市民サービスの適正化
 - イ 特別会計及び下水道事業会計繰出金の抑制
 - ウ 新規事業の立案における効率性・有効性の確保

(5) 公有財産の適正な管理と有効活用

- (6) 公民連携の推進
 - ア 民間活力の導入
 - イ 新たな事業手法の導入

安定的な自主財源確保のための地域活力の向上

- (1) 地域経済の安定化や活力の向上等
- (2) 新たな企業等誘導



東久留米市DX推進方針

2章 基本的事項

3. 計画期間

本方針の計画期間は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」等の国の計画及び「東久留米市財政健全経営計画（改定版）」との整合性を図り、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までとします。なお、計画期間及び内容については、国及び都の動向や、本市の施策の成果などを踏まえ、適宜見直しを行います。

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	...	
市の計画等		東久留米市第5次長期総合計画							
			東久留米市財政健全経営に関する基本方針（改定版）						
			東久留米市財政健全経営計画（改定版）〔実行プラン〕						
			東久留米市DX推進方針						
国の計画等		デジタル・ガバメント 実行計画	デジタル社会の実現に向けた重点計画						
		自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画							
都の計画等		シン・トセイ	シン・トセイ2	シン・トセイ3（都政の構造改革QOSアップグレード戦略）					
		東京デジタルファースト推進計画							

2章 基本的事項

4. 目指す姿と基本的な考え方

目指す姿

本市のDXを推進することにより目指す姿を、次のとおりとします。

お手間を取らせない市役所

基本的な考え方

目指す姿を実現するため、次に掲げる3つの考え方に基づき、本市のDXを推進していきます。

1 市民の利便性の向上

サービス設計12箇条に基づいたサービスを提供し、市民の誰もが便利だと感じる市役所を目指す

2 業務の効率化による行政サービスの質の向上

従来の業務を見直し、職員の業務負担を軽減することで、人的資源を高度な業務へシフトさせ、新たな価値の創出による行政サービスの質の向上を目指す

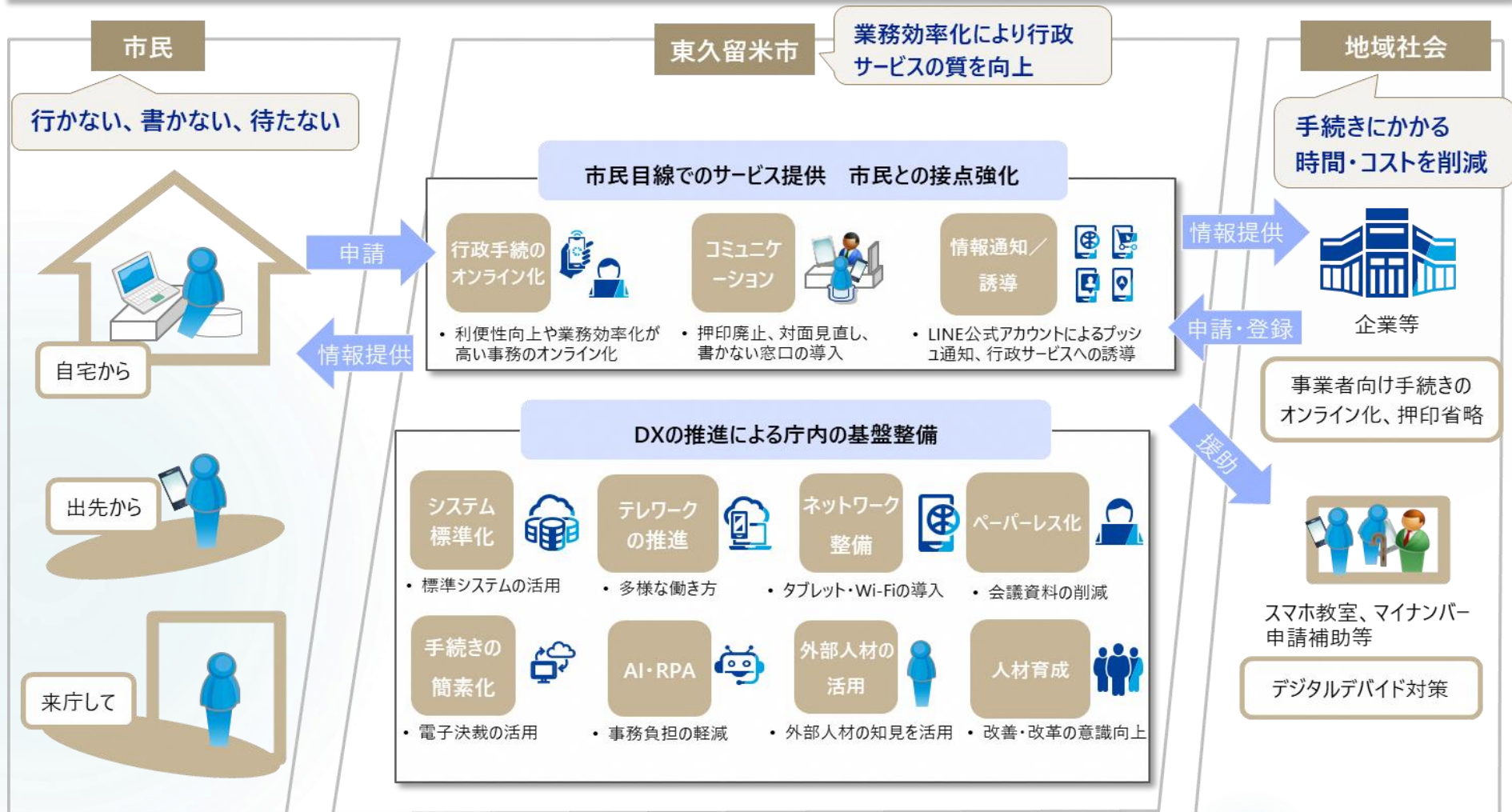
3 行政手続の原則オンライン化

情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、行政手続の原則オンライン化を目指す

2章 基本的事項

お手間を取らせない市役所のイメージ図

お手間を取らせない市役所



誰一人取り残されない 人に優しいデジタル化を推進

2章 基本的事項

5. 取り組む際に必要な視点

本市のDXを推進する際には、次の視点が必要です。

全職員のデジタルリテラシー及び改革・改善意識の向上

DXは一部部門に任せる

取組みの効果を考える

デジタルだから導入する

EBPMによる政策の実効性の向上

前例踏襲、思い込み

部門横断的

縦割りの組織

市民目線でサービスを創る

既存の仕組みに合わせてシステムを作る

スモールスタートから

大規模に、完璧に

柔軟に

形式重視

3章 DX推進に向けた取組み

1. 地方自治体が取り組むべき事項

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、地方自治体に取り組むべき事項・内容が次のとおり示されました。本市においても、「目指す姿」を実現するため、これらの項目に取り組んでいきます。

▶自治体DXの重点取組事項

（1）自治体情報システムの標準化・共通化（基幹業務等システムの統一・標準化）

目標時期である令和7年度までに、標準化法に基づく情報システム標準化基本方針の下、基幹系20業務システムについて標準準拠システムへ移行

（2）マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードがほぼ全住民に行き渡ることを目指して、申請を促進するとともに交付体制を充実

（3）行政手続のオンライン化

主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続（地方自治体27手続）について、原則マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする。また、それ以外の手続についても積極的にオンライン化を進める。

（4）AI・RPAの利用推進

（1）、（3）による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAの導入・活用を推進

（5）テレワークの推進

テレワーク推進のための手引きやセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、在宅勤務だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイルワークも含め、テレワークの導入・活用を推進。（1）、（3）による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大

（6）セキュリティ対策の徹底

総務省とデジタル庁が示すガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を踏まえ情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。

3章 DX推進に向けた取組み

1. 地方自治体が取り組むべき事項

▶自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

(1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

各団体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進。デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進

(2) デジタルデバイド対策

「デジタル活用支援」事業の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援

(3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

デジタル臨時行政調査会が公表するマニュアル等や国における取組状況を参考にしながら、条例・規則等におけるアナログ規制の点検・見直しの検討。書面・対面の行政手続の見直しの検討。

▶各団体において必要に応じ実施を検討する取組

(1) BPRの取組の徹底

オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む

(2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進

地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システムの設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進

3章 DX推進に向けた取組み

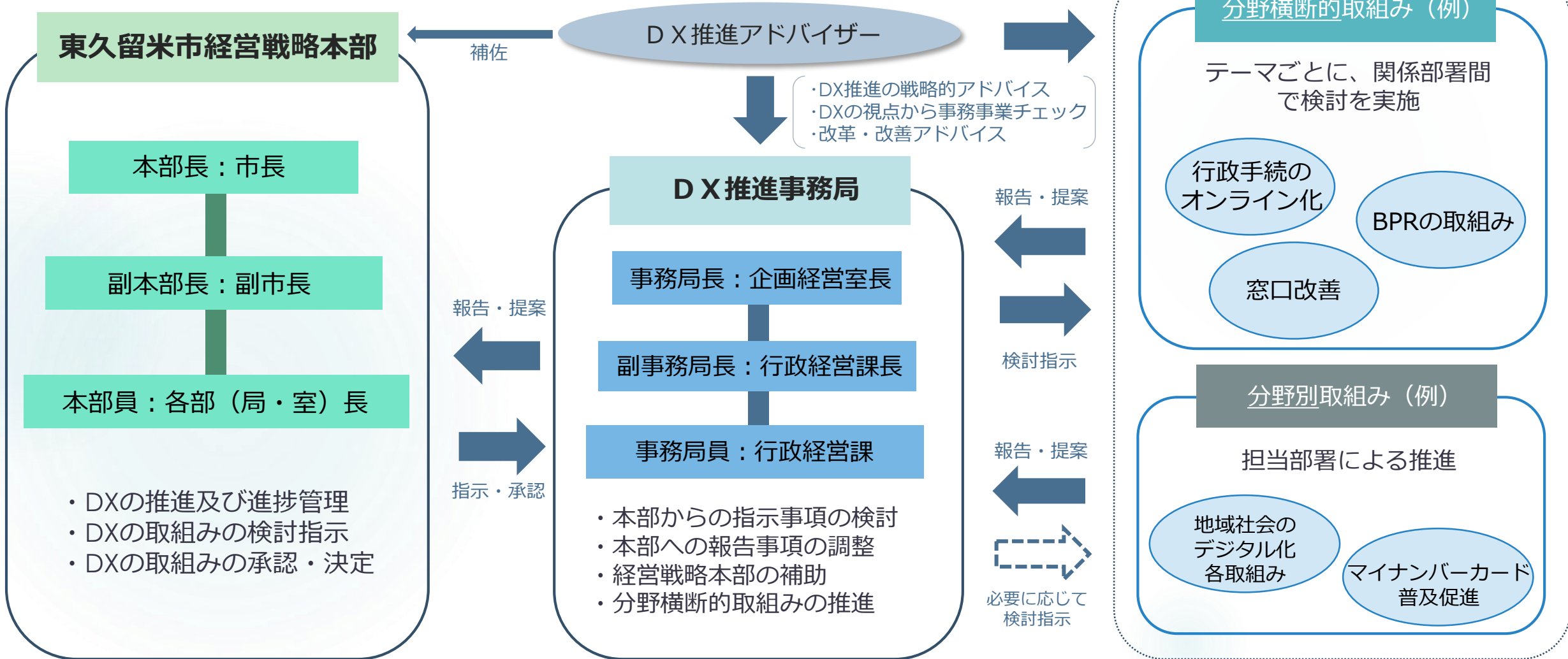
2. 実施スケジュール

取組項目	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
自治体情報システムの標準化・共通化 (基幹業務等システムの統一・標準化)	移行に向けた検討・設計		移行			移行完了
マイナンバーカードの普及促進	普及促進の取組み					
行政手続のオンライン化	汎用電子申請システムの導入 ぴったりサービス27手続完了		対象手続拡大			
AI・RPAの利用推進	対象課・対象業務拡大					
テレワークの推進	検討	例規・環境整備	実施			
セキュリティ対策の徹底	対策推進					
デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進 ・地域社会のデジタル化	取組検討		検討・推進			
デジタルデバイド対策	取組検討		検討・推進			
デジタル原則に基づく条例等の規制の 点検・見直し	検討・推進					
BPRの取組の徹底	検討・推進					
オープンデータの推進 ・官民データ活用の推進	検討・推進					

4章 推進の体制

1. 推進体制

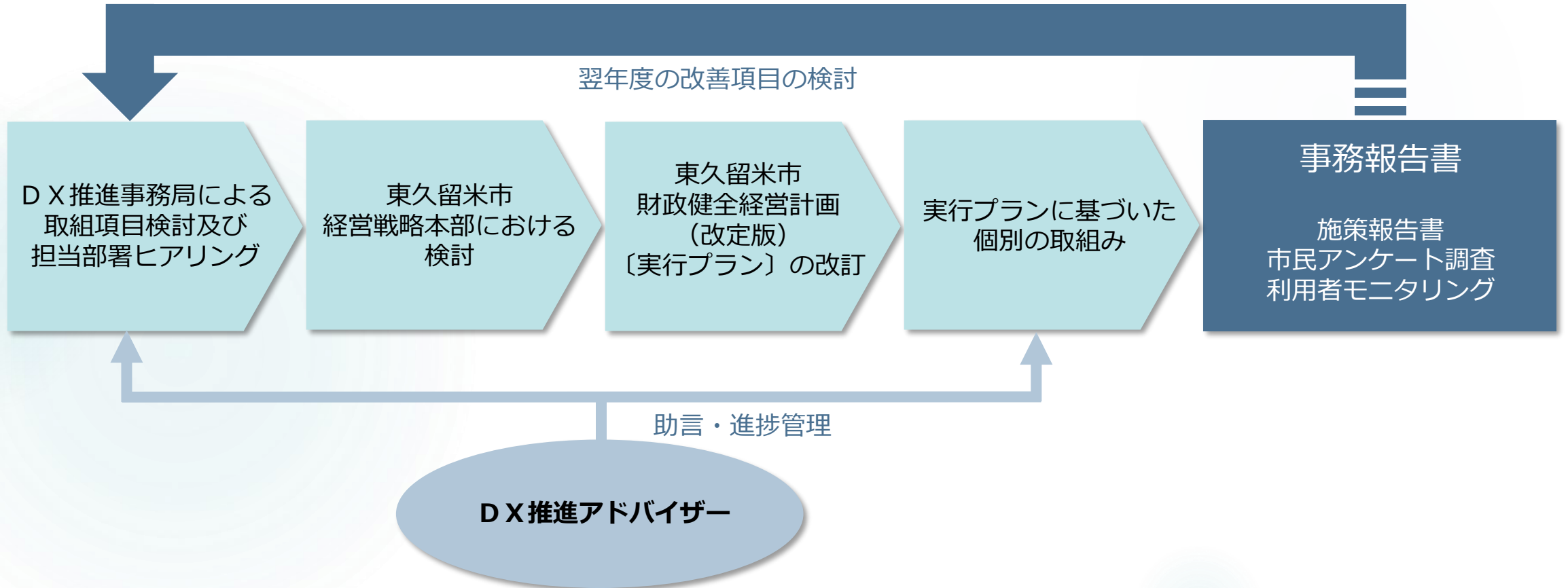
本方針に基づく取組みを全庁横断的に推進するため、東久留米市経営戦略本部の下、DX推進事務局を設置するとともに、外部人材の知見を活用することで、各課の取組みを支えます。



4章 推進の体制

2. 推進の流れ

DXの推進にあたっては、実効性のある取組みを進めるため、以下の流れに基づき、改革・改善を進めていきます。



索引	用語	解説
A	AI	Artificial Intelligence「人工知能」の略。人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができる。
B	BPR	Business Process Re-engineering「業務プロセスの再設計」の略。既存の業務のやり方や手順を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化すること。
E	EBPM	Evidence Based Policy Making「根拠に基づく政策立案」の略。統計データや各種指標等、客観的で合理的な根拠（エビデンス）に基づき、必要性や効果を判断したうえで、政策、施策、事業等を策定、実行すること。
F	5G	5 th Generation Mobile Communication System「第5世代移動通信システム」の略。4G（LTE）に比べ、超高速（20倍）、多数同時接続（10倍）、低遅延（10分の1）を実現する次世代の無線通信。新たなインフラとして位置づけられ、2030年度には人口の99%がカバーされる予定。
I	ICT	Information and Communication Technology「情報通信技術」の略。IT（Information Technology）はハードウェア、ソフトウェア等の技術そのものを指し、ICTは、人と人、人とインターネットを通信技術によってつなげる活用方法に焦点を当てている。
	IoT	Internet of Things「モノのインターネット」の略。PCやスマートフォンに限らず、様々なモノがインターネットにつながり、利用できるようになること。遠隔操作できるロボット掃除機やエアコンといったスマート家電、腕時計型の健康管理デバイスなどを「IoT機器」という。
P	PT	Project Team「プロジェクト・チーム」の略。新たに必要となる取組について集中的に検討するための会議体。
R	RPA	Robotic Process Automation「ロボットを利用した業務の自動化」の略。PC画面で行う業務のうち、複数のシステムやソフトを開きながら行う、定型的かつ繰り返しの作業は、RPAに任せると大幅な時間短縮が見込める。

索引	用語	解説
S	SNS	Social Networking Service「社会的なつながりを形成するサービス」の略。インターネット等のネットワーク上で、人と人とを結びつける手段やコンテンツを有するコミュニケーションツール。
お	オンライン化	インターネットを利用して、手続きや業務を行えるようにすること。
	オープンデータ	誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できる無償のデータ。営利・非営利の目的を問わず二次利用を可能とするルールに基づき、機械判読に適した形で、官民データの公開を行うもの。透明性を確保し、協働での課題解決や経済活性化等が目的とされている。
か	官民データ	国、自治体及び事業者が保有するデータ。
	ガバメントクラウド	デジタル庁が整備する、政府、自治体共通のクラウドサービスの利用環境。
さ	サービス設計 12箇条	利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウをまとめたもの。 第1条 利用者のニーズから出発する 第2条 事実を詳細に把握する 第3条 エンドツーエンドで考える 第4条 全ての関係者に気を配る 第5条 サービスはシンプルにする 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める 第7条 利用者の日常体験に溶け込む 第8条 自分で作りすぎない 第9条 オープンにサービスを作る 第10条 何度も繰り返す 第11条 一遍にやらず、一貫してやる 第12条 情報システムではなくサービスを作る
し	事務報告書	東久留米市の事務事業の概要、事業費、取組み内容等を取りまとめた「施策報告書」や、市民目線による行政需要の把握を行うための「市民アンケート調査」や「利用者モニタリング」などを総称したもの。

索引	用語	解説
す	スモールスタート	サービスの開発の際、最初から多機能化をせずシンプルな設計でスタートさせること。少人数、低コスト、短期間で開発が進められるためベンチャー企業や早いサービスの提供に向いている。
せ	生産年齢人口	生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢（15歳～64歳）の人口のこと。
	セキュリティポリシー	情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。組織全体のルール、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などが具体的に記載されている。
て	デジタルデバイド	インターネットや情報通信技術等を利用して恩恵を受けられる人と、使いこなせず恩恵を享受できない人の間に生じる情報格差。
	デジタルリテラシー	情報セキュリティを含む、デジタル全般に関する、知識・情報の活用能力・判断能力のこと。
	テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信技術等を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語で、在宅勤務・サテライトオフィス勤務・モバイルワークの3つの形態がある。

索引	用語	解説
は	汎用電子申請システム	PCやスマートフォン等から行政手続きを申請できる電子申請システムの総称。手続きの追加が容易に可能。パッケージ製品として、LoGoフォームやkintoneが挙げられる。
ま	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスであり、子育てや介護をはじめとする、行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトのこと。
	マイナンバー	住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。なお、令和5年6月末時点のマイナンバーカードの保有率は全国71.0%、東久留米市68.6%。
わ	ワークライフバランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

東久留米市DX推進方針

令和4年8月策定

令和5年8月改訂

発行／東久留米市

編集／東久留米市企画経営室行政経営課

住所／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7704（直通）

FAX／042-470-7811

E-Mail／gyoseikeiei@city.higashikurume.lg.jp